

## 「東京都安全・安心まちづくり条例」の改正に関する意見募集の結果について

### 1 意見募集の期間及び意見の提出状況

- (1) 意見募集期間：平成27年5月1日（金）から14日（木）まで
- (2) 送付されたメール等の総数：7通、15件

### 2 御意見と東京都の考え方

#### (1) 規範意識の醸成について

御意見(要旨)	都の考え方
ア 児童の規範・ルール・マナーの尊重は当然に必要で重要だが、交通ルールで大人、特に高齢者のマナー違反を目にすることが多い。高齢者の交通規範の見直しにも焦点を当て、具体的文言を加え、具体的な対策を取るべき。	高齢者については、交通事故死者数に占める割合が近年4割前後で高止まりしているなどの状況にあります。このため、交通安全対策基本法に基づく東京都交通安全計画において、高齢者の交通安全の確保を重点課題と位置付けて、高齢者に対応した交通安全教育などの対策を進めることとしています。 よって、本条例においては直接的には規定しませんが、計画に基づき、交通ルールの普及啓発も含め、高齢者への交通安全教育を進めてまいります。
イ モラル向上のため、過剰なクレームなどのモラル違反の行為について、録画し都に報告する旨警告するような制度を試験的に導入してはどうか。	他人の行為を録画することは、プライバシーの侵害につながるおそれもあることから、ご提案の制度の導入に当たっては、慎重な検討が必要となるものと考えます。 東京都としても、一人一人がルール・マナーを守るなどの規範意識を持つことが重要であると考えており、本条例に基づき、児童等の規範意識の醸成を進めるほか、「こころの東京革命」により、親と大人が責任を持って、次代を担う子供の正義感や倫理観、思いやりの心を育み、自らが手本となりながら、人が生きていくうえでの心得を伝える取組を進めてまいります。

## (2) 通学路等における児童等の安全確保

	御意見(要旨)	都の考え方
ア	<p>児童の安全安心の確保については、児童虐待防止対策（オレンジリボン運動）と連携を取ることで、より大きな効果が期待できる。</p>	<p>児童虐待防止対策については、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき行われていることから、本条例においては規定しませんが、御意見のとおり、例えば地域において児童等の見守り活動を行う際に、児童虐待防止の視点ももって行うことは、児童の安全安心を確保する上で重要であると考えます。</p> <p>見守り活動を行う地域団体等に対し、児童虐待の通報窓口を周知する等の取組を、引き続き行ってまいります。</p>
イ	<p>知事等が策定する通学路等の指針の中に、民間警備業者の警備員を配置することを、関係者の努力義務として盛り込むべき。</p>	<p>通学路等の安全対策における民間警備業者の警備員の活用については、各地域の判断によりなされるものと考えております。</p>
ウ	<p>都内でも、市町村区域では人通りの少ない道や、歩道がないばかりかガードレールや柵もない道が通学路として使用されている。都内の教育委員会に、集団登校・下校を年間を通じての基本方針として提案すべき。</p>	<p>文部科学省では、集団登下校については、各学校において、通学路の道路事情、交通事情、防犯環境等を具体的に検討したうえで、個々の通学路ごとに集団登下校を実施するかを決定すべきとしています。</p> <p>今後、東京都では、通学路等の指針を策定し、警察署、学校、通学路等の管理者、保護者、地域が連携して通学路等の安全の確保を図るとともに、学校等の管理者が通学路の設定・変更に当たり防犯・交通安全の専門家である警察署長の意見を聴く仕組みを構築するなど、各学校等の通学路の更なる安全の向上を図ってまいります。</p>
エ	<p>都市部等人通りの少ない地域では、日中営業している商店や在宅している家庭等に、子供の駆込み・通報受付場所として協力してもらい、私鉄の駅に設置されているようなGPS感応する設備を設け、誰でも通報しやすい対策、逃げる場所を設けることが有効。</p>	<p>子供が危険に遭遇したりした際に安心して立ち寄れる「子供 110 番の家」の活動については、警視庁による講習会の開催や、ステッカーやマニュアルの配付のほか、都においても「子供 110 番の家」への駆込み体験訓練の実施など、積極的に支援しています。</p> <p>なお、「子供 110 番の家」は、学校やPTA、地域等、様々な主体によって設置されているため、子供が駆け込んだことが自動的に通報されるような設備を一律に設けることは困難であると考えます。</p> <p>「子供 110 番の家」等の緊急避難場所の設置について、今後策定する通学路等の指針にも盛り込むよう、検討してまいります。</p>

オ	<p>スクールゾーンについて、登下校時に車両の進入を禁止することに加え、速度制限を時速 20 キロとすべき。米国等では、スクールゾーンエリアにパトライトが設置してあり、登下校時はパトライトが点灯し、交通標識には点灯時に速度制限 20 キロが表記されている。パトライトの導入は、効果的な方法。</p>	<p>小学校ごとに児童が安全に通学できるようスクールゾーンが設定され、登下校の時間帯を中心に自動車の通行禁止規制が実施されているところです。</p> <p>警視庁では、スクールゾーン等の通学路をはじめとする生活道路における速度規制については、30 km/h 以下とする低速度規制の整備を行っております。</p> <p>今後も関係機関や地域の方々と連携して、登下校中の児童の安全確保に努めてまいります。</p>
---	---	--

#### (4) 危険薬物の濫用の根絶について

	御意見(要旨)	都の考え方
ア	<p>改正案で「危険薬物の濫用の根絶」を新たに規定することを支持する。</p>	<p>危険薬物については、吸引後に自動車を暴走させ死傷事故を発生させる事件や、使用者が意識障害等で救急搬送される事案が相次ぐなど、深刻な社会問題となっています。</p> <p>このため、本条例に新たな規定を設け、危険薬物の濫用の根絶に向けた取組を強化してまいります。</p>
イ	<p>都民等の責務として、危険薬物販売情報を知った場合の情報提供を規定することを支持する。報復を恐れて情報提供を躊躇する人もいることが予想されることから、行政が情報提供者を守る姿勢も望む。</p>	<p>都民からの情報提供に係る制度の運用に当たっては、御意見を踏まえ、情報提供者に関する秘密の保持を徹底するほか、必要に応じて警察と連携し情報提供者の保護を図るなど、都民等が安心して情報提供できる体制を取ってまいります。</p>
ウ	<p>建物の賃貸等の契約の際、借主に危険ドラッグ販売等に使わせないことを確約させ、違反した場合には契約解除できる特約を結ぶように規定することを支持する。「販売等」には販売だけでなく、危険ドラッグの製造も含めることを提言する。</p>	<p>本条例において、「販売等」とは、製造、栽培、販売、授与、使用若しくは広告すること又は販売、授与、使用若しくは広告の目的で所持すること（法令若しくは条例の規定による場合又は学術研究、試験検査、犯罪鑑識、疾病の治療、工業用の用途その他の正当な理由がある場合を除く。）としています。</p>
エ	<p>建物の貸主側が薬物事犯について確認できるようにするような工夫を求める。危険ドラッグ売人が摘発後に別の建物を借りて販売拠点とする危険性があり、危険ドラッグ犯罪報道記事のデータベースを公開するなど、薬物事犯の情報共有が有効な対策になる。</p>	<p>建物が危険薬物の販売等の用に供されていることが判明した場合に、貸主が適切に対処できるよう、個人情報に配慮し、警視庁と連携して対応してまいります。</p> <p>また、都民の安全安心について、必要な情報が必要な箇所に届くよう、情報の発信及び共有のあり方について検討してまいります。</p>

オ	<p>「危険薬物」の要件又は定義を条例で具体的に明記し、これに該当する薬物であれば「指定薬物」でなくとも建物提供者に対し契約の解除・明渡しの申入れを求める旨の規定を追加すべき。</p> <p>契約の解除・建物の明渡しを申し入れる旨の規定は、反社会的行為を社会全体で抑止する効果が期待でき、条例に明示し不動産流通市場等に周知する意義は大きい。</p>	<p>「危険薬物」の定義は、条例において規定しています。</p> <p>一方で、契約の解除・明渡しは、相手方の権利に対し強い制限を課す行為であることから、その行使の機会は、相手方の違法性が明白な場合に限定する必要があると考えます。このため、自己の賃貸等を行う建物が「指定薬物」等の違法な薬物の販売等の用に供されていることを知った場合、契約の解除及び建物の明渡しの申入れを行う努力義務を規定しています。</p>
カ	<p>今後、東京都の迷惑防止条例（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例）においても、危険薬物の販売行為等の禁止について規定してはどうか。これにより、罰則の適用が可能となるほか、建物の提供という民事上の契約関係より広い場面で取締りを強化できる。</p>	<p>危険薬物の販売行為等の禁止については、すでに、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」や「東京都薬物の濫用防止に関する条例」などにおいて、罰則も含めた規制をかけているところです。</p> <p>本条例の改正においては、安全安心まちづくりの観点から、建物が危険薬物の販売等に利用されるのを防ぐための規定を設けたものです。</p> <p>今後も、危険薬物濫用の根絶に向け、対策を検討してまいります。</p>

(5) 特殊詐欺の根絶について

	御意見(要旨)	都の考え方
ア	<p>A T M設置場所において民間警備員が振り込みを水際で防止する事例が多く把握され効果を上げていることから、A T Mを設置する事業者に対して、民間警備業者の警備員を配置することを努力義務として盛り込むべき。</p>	<p>本条例では、事業者に対し、それぞれの事業が特殊詐欺の手段として利用されないよう、適切な措置を講ずることを努力義務としています。民間警備業者の活用については、民間事業者の判断によりなされるべきものと理解しております。</p> <p>東京都としては、金融機関ロビースタッフ等に対し、高齢者への対処や声掛け要領等の講習会を実施するなど、今後も警視庁等と連携し、特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組を働き掛けてまいります。</p>
イ	<p>特殊詐欺及び建物提供者の責務の箇所、ぼったくり飲食店の対策を入れてほしい。</p>	<p>特殊詐欺については、都内における被害額が平成26年の1年間で80億円超となるなど、深刻な状況が続いています。こうした状況を踏まえ、都内の建物が特殊詐欺の拠点等に利用されることを防ぐため、本規定を設けるものです。</p> <p>いわゆる「ぼったくり」といわれる不当な勧誘・料金の取立て等に対しては、「性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」等により規制しており、違反した者は営業停止命令等の行政罰や刑事罰の対象となっております。</p>